

会 議 録

審議会等の 名称	令和7年第6回教育委員会(定例会)
開催日時	令和7年4月30日(水)14:00～15:05
開催場所	山口市役所別館1階第1会議室
公開・部分公 開の区分	公開
出席者	藤本教育長、山本委員、横山委員、佐藤委員、角川委員、鮎川委員、須藤委員
欠席者	
事務局	石津部長、嶋壽教育部次長、西山教育総務課長、宮崎教育施設管理課長、上田学校教育課長、原田社会教育課長、吉賀文化財保護課長、山下中央図書館長、柳教育総務課主幹、河崎教育総務課主幹
付議案件	議 案 (1)山口市社会教育委員の辞任及び補欠委員の委嘱について (2)教科書以外の教材の使用承認について 協議事項 (1)令和7年度の課題・懸案事項等について
	藤本教育長 ただいまから、令和7年度第6回教育委員会(定例会)を開会いたします。 会議録の署名につきましては、山本委員さんと佐藤委員さんをお願いしたいと思います。本日は、議案2件と協議事項1件となっております。 本日の案件につきましては、市議会に上程する案件等ではございませんことから、この議案を公開にて審議したいと思います。 それでは、議案第1号の「山口市社会教育委員の辞任及び補欠委員の委嘱について」、事務局からお願いします。 原田社会教育課長。
	原田社会教育 社会教育課より、山口市社会教育委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について、御説明申し上げます。①の議案集の1ページと、②の議案参考資料の1～3ページを御覧ください。 これは推薦団体でございます山口市立中学校長会から令和7年4月1日付人事異動に伴う委員変更の申し出があったことによりまして、山口市社会教育委員の設置に関する条例第3条及び第4条に基づきまして、お手元の議案のとおり、辞任を承認いたしまして、補欠委員を召致しようとするものでございます。本日この教育委員会で御承認をいただきましたなら、令和7年4月30日をもって藤本英治様を解任させていただきます、残任期間の5月1日から令和8年9月30日までを平木麻美子様に委嘱させていただきます。

	く予定でございます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。 藤本教育長 それでは、議案第1号について意見・質問等はございませんでしょうか。 ないようでしたら、議案第1号について承認されるかたは挙手をお願いいたします。 (全員挙手) ありがとうございます。 それでは、原案のとおり決定いたします。 続きまして、議案第2号の「教科書以外の教材の使用承認について」、事務局からお願いします。 上田学校教育課長。 上田学校教育課長 山口市教育委員会定例会議案①の2ページ及び②の議案参考資料の4ページを見ていただけたらと思います。 教科書以外の教材使用図書としては、小学校の体育の授業で使用する副読本がございます。小学校では体育の教科書がなく、子どもたちにとってはもちろん、教員にとっても教科書があることで、実施する内容やポイントを確認することができるため、多くの学校で副読本を使用しております。市内小学校のうち、合計23校が体育の副読本として「わたしたちの体育(山口県小学校体育連盟編)」を採用しております。採用理由として、授業の中で感想や気づきなどを直接書き込むことができる、授業ごとの自己評価を記入し蓄積することができるなどが挙げられます。1～6年生全てで個人購入している学校もございますが、学年を絞って購入したり、学校が図書費等で過去に購入したものを使用したりしている場合もございます。学校の実態に応じて購入しているのが現状でございます。 ②の4ページを見ていただいて、右側の値段が若干違うものがあると思います。494円と、525円、550円。この違いにつきましては、494円は消費税が8%になってから学校が図書費等で購入したものをそのまま備え付けにしているというものです。525円につきましては、本体価格が477円に対して10%の消費税によって525円。550円につきましては、今年度版で消費税10%が適用されており、児童個人もしくは学校が購入したというものになっております。また、使用学年全備というのがあると思いますが、これは学校が図書費等で購入して学年ごとに学校備え付けにしている体育の副読本を全学年が使っていると、要するに学校側のお金を出して買っているということです。一方で、1～6年生、2～6年生、学年をまたいでいるもの、これにつきましては個人で購入したものであるものでございます。
--	--

	以上で議案第2号の説明を終わります。
藤本教育長	それでは、議案第2号について意見・質問等はございませんでしょうか。
山本委員	体育の内容もどんどん新しくなっていますが、それに応じた改訂というのは逐一されているのですか。
上田学校教育課長	学校に応じて、今年度例えば550円で購入している所は、今年度買ったもので全部の学年を買っているものだと思うのです。たぶん1年生の時買ってそのまま持ち上がっていくイメージの所が多いかなと思います。そんなに内容は大きく変更しているようなものではないので、あくまでも子どもたちが、キャリアパスポートではないですけど、どんどん書き込んで使用していくものなのでですね。 毎年毎年購入されていることもあれば、6年までいっぺんに購入してそれを図書室のほうで保管して共有しながらやっていると、備え付けにしているという所もあるということです。5・6年生だけしか買ってないとか、学校の実情に応じてされています。
藤本教育長	ほかに質問等よろしいですか。 では、ないようでしたら議案第2号について承認されるかは挙手をお願いいたします。 (全員挙手) ありがとうございます。 それでは、原案のとおり決定いたします。 続きまして、協議第1号の「令和7年度の課題・懸案事項等について」、事務局からお願いいたします。 では、西山教育総務課長からお願いします。
西山教育総務課長	お手元の資料の「課題・懸案事項について」、③と右肩に書いております資料を御覧ください。各課の部門をまとめた資料になっておりますが、まず教育総務課からの説明をいたします。 1ページを御覧いただきまして、教育総務課が所管しているものの中での課題・懸案事項についてでございます。 まず「1 小・中学校の適正配置(統廃合)について」の課題でございます。 「(1)中央小学校、八坂小学校、島地小学校(徳地地域)」についてです。 現状ですが、令和4年度の移動市長室において、地域づくり協議会から、当時5つありました小学校を1つに集約し資源を集中させてほしいといった話がございました。また、令和5年度・6年度には、一部の地域住民や市議会議員の方から、小学校の統合を望む声が出ております。その後、串小学校

と柚野木小学校の廃校がございまして、令和6年11月から令和7年2月にかけては、地域内の小学校3校の学校運営協議会に出向きまして、委員の方の思いを伺ったところでございまして、統合を望んでいるといった御意見、一方で、統合は反対である、小規模だからこそできる活動もあるといった御意見もいただいているところでございます。

懸案としましては、適正規模適正配置基本方針に基づきまして、今後は、これまでお話を伺ったのは委員のかた、学校運営協議会の委員の方にお話を伺ったという段階でございますので、今後は保護者のかたにも御意見、アンケート等をしながら、地域のかたとともに方向性を検討していきたいと思っております。

続いて「(2)閉校校舎等の利活用に向けた調査研究について」でございします。現状は、先ほど出ました令和6年3月末に閉校した串小学校・柚野木小学校の施設について、地域との協議により、草刈り等の維持管理を教育委員会がおこなっているところでございます。両施設の活用に向けまして、教育委員会だけでなく、総務部、総合政策部と協議をおこなっているところです。懸案としましては、施設の利活用の可能性について、引き続き検討をおこなってまいりたいと考えております。なお、利活用の方向性が固まりましたら、市長部局のほうに所管を変えて、貸し付けるなり売り払うなりといったことを検討していくことになろうかと思っております。

「(3)徳佐小学校、生雲小学校、さくら小学校(阿東地域)」のほうに入っております。現状は、令和5年3月に阿東の地域づくり協議会から、小学校3校と中学校2校を、それぞれ1校に統合できないかといったお話がございまして、それを受けまして阿東の地域づくり協議会・PTA・教育委員会の3者で協議をおこなっております。5年度・6年度は、あまり具体的な声掛けもありませんので、協議はおこなっていないところでございます。今後は、阿東地域の状況を注視するとともに、協議の要請があれば出向くこととしたいと思っております。今年度の移動市長室で、中学校を1校に絞ってほしいといった御意見が出そうですので、地域の声を伺いながら検討してまいりたいと思っております。

次の2ページに移らせていただきます。「2 学校管理運営について」です。

まず、スクールバスに関する要望が出ております。スクールバスは遠距離通学対策の一環として、主に学校の統廃合により廃止された校区から、統合された小・中学校へ通学する児童・生徒に対して、通学手段を確保することを目的として実施をしているものでございます。懸案としましては、そういった統廃合ではない地域のかたなのですが、学校からの距離が3～6kmとなる児童・生徒の保護者のかたから、スクールバスの運行を求める声が出ているといった状況にございます。ただ、徒歩通学をする多くの児童・生徒との公平性というところで言いますと、統廃合によらなくとも、そもそも3～

6km以上といった距離を通学しているお子さんがいらっしゃるという中にありますので、そういったことを考慮しながら慎重に検討していく必要があると思っています。また、令和8年9月、来年の9月から部活動の地域移行が始まるということが予定されております。こちらに関しては、スクールバスの活用と一緒に検討してほしいといった、市長部局からの要請もございますので、こうした協議を進めながら、どういったありかたがいいのかを詰めていく必要があろうかと思っています。

「3 学校給食運営について」です。「(1)給食費と公費負担のあり方の検討」です。現状は、物価高の中にあっても保護者負担を増やすことなく、安定的に給食を提供するため、経済対策第17弾拡充版、これはこの3月議会で議決をいただいたものなのですが、こちらの取組を通じまして、令和7年度分の食材費に対する公費負担の拡充をおこなっております。1億5千万円の追加で補正をしたというものでございます。令和7年度の給食費の一食当たりの額は、小学校児童は240円、中学校は280円で、これに、公費負担を加えて小学校314円、中学校367円としております。ですが、それでも、ごはんやパンの価格が、令和7年4月の改定でさらに増額となっておりますので、今後、食材費予算の執行状況や、他市の動向などを注視しながら、必要に応じて、財政課と協議をおこなう予定としております。令和7年度の当初予算、先ほどの令和6年度末に補正した1億5千万円を投じてもおそらく今年度途中でさらなる補正をしなければ賸えないかなという状況に入っております。懸案事項なのですが、国においては、小学校の給食費の無償化について意見が出始めております。文科省からの正式な通知といった局面まではまだ入っていないのですけれど、政党間でそういった意見が出ております。小学校の給食費の無償化を、早期の実現を目指すといったことが示され、中学校についてもできる限り速やかにといった意見が出ておりますので、今後の国の動向にも注視していく必要があるかと思っています。

次に3ページに移っていただきまして、「(2)調理場の再編・検討」についてです。現状は、厨房機器の更新などを進めているのですが、更新費用が大きな負担となっております。調理場の統廃合の検討を市長部局から求められているといった状況にございます。総合政策部と再編に向けた協議をおこなっておりまして、既存の調理場を有効活用しながら、どういった形がいいのかというのを、これから考えていきたいなと思っていますところ。懸案事項としましては、施設が古い単独の調理場が、平川、大殿、大内南といったような所がございます。また、小規模の調理場、嘉川、小鯖などがございます。こういった所について、統合について検討を進めていく必要がございました。また、単独の調理場については、児童・生徒数の減少に伴って、栄養教諭の配置基準に満たないものが増えていっております。そのため、共同調理場への統合についても、検討が必要になろうかなという、ひとつの要

	因となってまいります。 最後に、「(3)学校給食費未納への対応」です。学校給食費につきましては令和4年度に公会計化、それまでは各学校で徴収していたのですが、令和4年度からは公会計化ということで、市のほうが債権を有するといった形に切り替えております。給食費の未納がそれでも発生しておりまして、5年度末時点で約1,200万円となっております。令和6年度も、おそらく令和5年度と同程度の未納が出てまいりますので、およそ700万円程度増えてくるかなというところになっておりますので、未納額が累積しているという状況です。懸案事項としましては、学校給食の安定的な運営と保護者負担の公平性を確保するため、定期的な督促・催告はおこなっているところですが、電話による督促といった未納催促も必要となっております。今後につきましては、どういった方針で臨むのがいいかという全体の方針を定めまして、学校給食費の未納対策のさらなる強化を図っていく必要があると考えているところでございます。 教育総務課のからは、以上でございます。
藤本教育長	では、続きまして、教育施設管理課から。宮崎教育施設管理課長。
宮崎教育施設管理課長	私からは、教育施設の課題・懸案等について御説明いたします。資料の4ページを御覧ください。 まず「1 教室不足の懸念(白石小学校)」についてでございますが、教室不足のため、少人数教室や特別教室を普通教室として利用している現状となっておりますことから、既存校舎の建て替えも含め、敷地全体での増改築計画の検討をおこなうこととしております。昨年度は築40年をむかえる既存校舎の耐力度調査を実施し、普通教室棟2棟、特別支援教室棟1棟の3棟を調査した結果、普通教室棟1棟が耐力度基準を下回る結果となりました。耐力度基準を下回る校舎以外は、建て替えの補助対象とならないため、この結果を踏まえ、令和7年度中に方向性を定めることとし、令和8年度以降に設計等について対応することとして考えております。 次に「2 体育館のエアコン設置について」でございますが、国においては、児童・生徒の熱中症対策や、災害発生時において地域の避難所としても利用される既存体育館へのエアコン設置を進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の中で、体育館の空調設置率について、令和17年度の中長期目標95%を設けています。また、新たに「空調設備臨時特例交付金」を創設し、体育館空調の整備加速化を推進しております。今後、国の目標値を踏まえ、先進地の事例や他市の状況を参考としながら、避難所でもある学校施設の防災機能強化に向け、防災担当部局、財政担当部局と検討していくこととしております。 次に「3 学校施設のバリアフリー化」についてでございますが、令和3年4月にバリアフリー法が改正され、一定規模以上の建築等をするときは、バ

リアフリー基準への適合が義務付けられたほか、既存の建築物につきましてもバリアフリー基準への適合の努力義務が課せられています。また、国は、体育館の空調と同様に、校舎・体育館のバリアフリー化の整備率について、目標値を設け推進しております。現在は、建物内のスロープやバリアフリートイレの設置につきましては、必要に応じて大規模改造工事等にあわせ実施しているとともに、玄関部分のバリアフリー化を優先的にこなっております。管理棟1階入口のバリアフリー化率につきましては、令和6年度末で77%となっており、令和9年度に100%となるよう取り組んでいるところでございます。

次に「4 児童クラブの複合化について」でございますが、現在4校で教室等を利用して校舎内の児童クラブを運営しておりますが、今後、多くの学校において同様の事案が考えられることから、対応が必要になってくることが想定されます。学校運営に影響がなく、教職員の負担が少ない棟や教室、また学校管理者の協力等が整理できれば、協力可能と考えております。

次に「5 廃校の活用について」でございますが、令和5年度で閉校した串小学校、柚野木小学校の施設の活用につきましては、地域住民の方々の意向と並行して市役所全体で施設の活用について協議してまいりましたが、具体的な活用には至っていない状況でありますことから、民間企業のノウハウを活用するため、文部科学省ホームページにあります「みんなの廃校プロジェクト」に情報を掲載し、広く民間企業等に周知を図っています。民間の企業等から廃校の活用についての相談もありますことから、活用に向け、教育財産から普通財産に分類替え及び総務部への所管換えをする作業を進めるとともに、今後の活用方法や選定方法等につきましても行政経営課と協議をおこなうこととしてしています。

次に「6 プールの活用方針について」でございます。小・中学校のプールは、昭和40年代に設置されたものが多く、老朽化していることから、維持や改修等に多くの費用がかかっているところでございます。今後は、児童・生徒の減少が見込まれる中で、コスト面を考慮したプールのありかたについて、検討する必要があるため、小・中学校のプールの共有化や、市内公共プールの活用、民間スポーツクラブのプールの活用といった新たな手法について、方針を策定することとしております。

最後に「7 LED照明器具への取替について」でございます。

令和10年1月1日より学校施設に多く使用している直管型蛍光灯が製造中止となります。LED照明器具への取替には多額の費用が必要となるため、財政部局と協議をおこないながら、学校生活に支障が生じないよう、計画的に進める必要があると考えております。また、今後、長寿命化改修等の計画がある学校につきましては、可能な限り現在の照明器具を使用し、改修に合わせて取替をおこなうこととして考えております。

教育施設管理課の課題・懸案事項につきましては、以上でございます。

	藤本教育長 続きまして、学校教育課長。
	上田学校教育課長 続きまして、学校教育課になります。7ページを御覧ください。 まず、「1 不登校児童・生徒に対するきめ細やかな支援体制について」で ございます。全国同様、本市におきましても、不登校児童・生徒数が増加傾向 にありまして、成果指標、中学校進学に伴う不登校生徒の増加率は、令 和5年度実績値で3ポイントと、前年度より増加しておりました。その一因と しましては、中学校進学に伴う環境の変化などが挙げられます。不登校対 策のひとつといたしましては、昨年度は、県事業の「ステップアップルーム」 を、大内中、鴻南中、小郡中で実施したほか、ステップアップルームに準じ た本市独自の校内教育支援センター「フューチャールーム」を、家庭教育ア ドバイザーなど、地域の皆様の御協力のもと展開しました。こうした取組の 成果もございまして、昨年は中学校の不登校者数が減少したところでござ います。数で言うと、約50名近くが減少しております。あわせて、不登校の 定義は30日、年間30日ですが、これを50日で切ると、3桁近く不登校の子 どもの改善が今みられていることです。懸案事項として、ここに「不登校児 童・生徒数の増加」とありますが、小学校が相変わらずやっぱり不登校が増 えているということで、こうしたことから今年度はステップアップルームを新 たに3校に加えて、阿知須中、平川中でも実施しますほか、専門相談員、こ れは市のほうがこれをするのですが、湯田小、大歳小、そして大内中に配置 したところでございます。さらには、訪問型アウトリーチ支援の専門員、生徒 指導支援アドバイザーを新たに配置しまして、不登校児童・生徒のきめ細や かな支援体制を、直接校長・教頭に指導していくという方向で、新たな不登 校児童・生徒を生まないということで、力を入れてやっているところでござ います。 次に8ページを御覧ください。「2 山口市就学援助制度の適正化に向け た提言書」についてでございます。これは、概ね3年に1度、本市の就学援助 制度の適正化に向け、検討委員会を設置いたしまして、委員から様々な提 言をいただいております。昨年度開催いたしました検討委員会からいただ きました提言は3点でございます。 まず「(1)需要額算定上の課題について」でございます。これにつきましては、 平成24年12月の生活保護基準を利用しております。平成24年以降の 生活保護基準となりますと、就学援助の対象世帯数が減少いたしますこと から、多くの県内他市でもこの平成24年12月の基準を利用してまいりました。 国の補助事業である「特別支援教育就学奨励費」につきましても、これ まで平成24年12月の基準を利用しておりましたが、昨年、最新の基準に変 更されたことを受け、本市の就学援助制度も最新の基準使用に努めるよう 提言されたところでございます。

	「(2)支給品目ごとの支給額の妥当性について」でございます。昨今の物価高騰を受け、就学に係る費用の増加が見込まれるため、適切な援助となるよう、援助額の見直しをと提言されました。 最後に、「(3)その他」、周知方法でございます。就学援助制度の認定率が減少傾向にございますことから、周知を十分におこなえるよう提言されました。これにつきましては、昨年度から電子申請を導入し、申請しやすい環境整備をおこないましたほか、これまで児童・生徒が、制度案内のプリントを家庭に持ち帰ってはいましたが、今年度は各学校の保護者メールを活用し、直接周知したいところでございます。 御提案いただきました内容は、令和8年度の制度の案内までに、課題を整理いたしまして反映を検討してまいります。 続きまして、9ページを御覧ください。「3 1人1台端末の更新」についてでございます。本市は国のGIGAスクール構想に基づきまして、令和2年度に全ての市立小・中学校において、学習用端末としてクロームブックを配備しております。令和3年度から授業での活用を始め、今年度で5年目になります。全国的に端末の更新時期を迎えておりまして、本市では複数年の更新を計画しております。今年度は中学分の調達をおこない、生徒の皆さんには令和8年度から新しい端末を御利用いただきたいと考えております。懸案事項といたしましては、搬入先となる中学校におきましては、現在の端末の利用をしていただきながらの受け入れ作業となりますことから、できる限り学校の負担を軽減できるよう努めてまいります。 以上で、学校教育課分を終わります。
藤本教育長	それでは、社会教育課長。
原田社会教育課長	それでは、社会教育課の懸案事項の御説明です。10ページを開いていただければと思います。 社会教育課の、まず1つ目ですが、「1 更なる社会教育の推進(人づくり・つながりづくり)」について」の取り組みでございます。社会教育や生涯学習を通じた人づくり・つながりづくりを推進しておりますが、これは各地域でそれぞれ違う課題がありますことから、人づくり・つながりづくりと、プラス、現在山口市が進めております地域づくりへの着実なステップアップを図る取る組みを進めるために、市民一人ひとりが生涯を通じて生き生きと暮らすことの出来る社会を実現するという目標を立て、下の5つ、今後の取り組みですね、アからオがあるのですが、そちらの取り組みを進めていきたいと考えております。 続きまして、「2 家庭教育支援チームによる取組について」でございます。今年度、家庭教育アドバイザーは36名でチームを編成し、悩みを持つ保護者への個別相談への対応や、家庭教育講座・保護者カフェなど、それ

	ぞれの知識と経験を活かしながら活動を展開しておりましたが、まだ実際の声が届いていない、本当に困っている保護者への周知というのを図る必要があると考えておりますため、家庭教育支援チームによる学校訪問を随時実施していき、小・中学校との連携強化を進めてまいりたいと考えております。また、小児科などの医療機関や商業施設等への家庭教育支援に関する広報カードの設置も進めてまいりたいと考えております。 続きまして、11ページの、「3 『やまぐち路傍塾』の見直しについて」でございます。「やまぐち路傍塾」は一定程度の活用件数がありますが、一部の登録者への依頼集中がみられるため、登録者を地域で活用するため、各地域交流センターに居住区ごとの登録者名簿を提供し、自治会などの地域での活用を促進するとともに、広報誌「やまぐちろぼう塾だより」をリニューアルしたいと考えております。また、登録者が地域交流センターで登録とか更新手続きをおこなえるようにし、利用者と登録者双方の利便性の向上を図りたいと考えております。 続きまして、「4 部活動の地域移行に伴う中学生の居場所づくりについて」でございます。令和8年9月からの中学校部活動の地域移行に伴い、部活動に入らない生徒たちの地域での居場所づくりを展開していく必要があると考えておりますことから、「やまぐち路傍塾」の登録者の活用や、各地域交流センターでの長期休業中におこなっている講座や、交流センターの定期利用団体が日頃活動している教室などに、中学生の受け入れの検討をお願いすることといたしております。また、青少協や市子連などの社会教育団体のほうでの中学生の体験活動の展開もお願いしていきたいと考えているところでございます。 続きまして、12ページの、「5 山口・公州ジュニア交流隊について」でございます。これにつきましては、グローバル化が進むなか、異文化に触れ、国際的な視野、協調、問題解決能力といった国際的リーダーシップを発揮できる青少年を育成するというのが目的のため、姉妹都市宣言をしている韓国の公州市、そちらの青年会議所と山口市青年会議所が、1995年から「山口・公州ジュニア交流隊」事業を開始し、途中、コロナなどにより一時中断されておりましたが、今年度、26回目を開催することといたしております。主なスケジュール的なものについては、以下にお示ししているとおりでございます。 社会教育課については、以上でございます。
藤本教育長	それでは、文化財保護課。
吉賀文化財保護課長	それでは、文化財保護課所管分について御説明をいたします。資料は13ページからございます。 まず、「1 鑄銭司・陶地区文化財総合調査事業について」でございます。令和5年に策定の「史跡周防鑄銭司跡保存活用計画」に基づきまして、史跡

地以内のみならず、周辺や陶地域の広がり、関連遺跡の調査を計画的におこなっております。なお、令和7年度は貨幣製造所でございます周防鑄銭司が設置されて1200年の節目の年にあたりますことから、山口大学や地域の皆様と連携いたしまして、記念事業をおこなうことといたしております。課題といたしましては、発掘調査には国の補助金を活用しておりますが、当初要望の5割程度に減額されている状況が続いております、事業の進捗に遅れが生じている状況でございます。また、史跡への進入路は積水ハウス山口工場さんの私道を利用しております、別の進入路や見学者用駐車場を確保する必要がございます、昨年度、試掘・確認調査を実施する予定でしたが、平川地域におきまして民間開発に伴う大規模な発掘調査をおこなう可能性が生じたため、保留いたしました。令和7年度は、この平川地域の発掘調査に対応するため、進入路等の確保に向けた調査が進展していない状況です。さらには、平成28年度から実施しております山口大学さんとの連携プロジェクトが令和7年度をもって終了の見込みでありますことから、引き続いての連携を考えてまいります。

次に、「2 指定文化財の修理等への支援について」でございます。

令和6年2月にシビックプライド醸成に繋がる歴史文化遺産活用推進協議会から「ふるさと納税制度を活用した山口市の文化財保護の推進について」の提案書を受けておりまして、昨年度、先進事例の研究や関係課との協議を実施しており、現在ふるさと納税を活用した文化財保護制度(案)の作成を進めているところでございます。課題といたしましては、現在の制度案が、協議会や、4月24日に山口県神社庁山口支部、山口市仏教団からいただきました賛同書に記載された求める内容と乖離がございますことから、反発が予想されるところでございます。

次に、14ページでございます。「3 県指定文化財『河村写真館』の保存活用」でございます。令和6年8月に御寄附をいただきまして、河村写真館を、現在は、文化的価値を保存しながら建物を活用するための詳細調査を実施しております。また、今後は、調査結果を踏まえまして、保存活用についての協議を進める予定でございます。河村写真館の跡地が、現在、八坂神社の所有となっておりますが、総合政策部では、安定的な活用をするために、敷地の購入を考えております。しかしながら、八坂神社のほうからは売却については否決されておまして、今後、敷地購入の交渉が難航し、保存活用をおこなう場所の決定が遅れることで、活用計画の策定が遅れる可能性が生じております。

次に、「4 史跡等の整備について」でございます。こちら、国の補助金が要求どおりに交付されないため、事業が長期化している状況でございます。資料は15ページになります。課題といたしましては、吉敷でございます、大内氏遺跡「凌雲寺跡」におきまして、イノシシによる掘り起こしが確認されておりますことから、今後は、局地的な獣害対策を検討してまいります。ま

	た、名田島南蛮樋は、平成30年度より整備工事をおこなっており、令和7年度は、三挺樋南側の護床工、これは川岸が川の流れによって削られるのを防ぐ工事でございますが、この護床工及び堤防の整備工事を実施いたします。課題といたしましては、見学者用駐車場用地の確保につきまして、新開作東地区のほ場整備事業終了後を予定しておりますが、ほ場整備計画の採択が令和9～10年度の予定でございます、長期化を回避できない状況となっております。 続きまして、「5 全国ホテル研究会」でございます。毎年開催されている研究会で、令和7年度は別府市で開催されます。この研究会の会長が、本市の天然記念物山口ゲンジボタルに関する審査会の委員でいらっしゃる遊磨正秀先生でございます、来年度は本市での開催が決定しております。関係者との情報共有や、実行委員会の立ち上げが必要となりますので、今後、市の関わり等につきまして検討してまいります。 以上で、御説明を終わります。
藤本教育長	では、最後に中央図書館長。
山下中央図書館長	中央図書館所管分につきまして、御説明いたします。資料の17ページを御覧ください。 最初に「1 電子図書館の導入について」でございます。読書をめぐる社会の環境変化としては、全国的に「電子図書館サービス」の導入が進んでおりまして、県内でも、10市が導入済みでございます。未導入の市は、本市、長門市、柳井市となっております。第三次教育振興基本計画において、プロジェクト事業として位置づけられておりますが、これまで予算措置がされない状況が続いております。引き続き導入に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。 次に、「2 広域サービスの今後のあり方について」、来館が困難なかたに対しまして、移動図書館の巡回や、予約資料の地域交流センター等への配本、カフェや美容院等に配本するまちじゅう図書館の取組などがございます。これらサービスの代替手段として、電子図書館やデジタルアーカイブ等が考えられますことから、先進自治体の状況や費用対効果等を踏まえ、そのありかたにつきまして引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。 次に、「3 資料の充実について」は、各図書館や移動図書館の資料の更新を進めるとともに、CDに替えて音楽配信サービスを導入している公共図書館もありますことから、音楽資料の提供のありかたについても検討してまいりたいと考えております。 最後に、「4 地域の人材活用の推進について」でございます。図書館の活動団体といたしましては、図書館友の会、図書館ボランティア、読み聞かせグループ等の外部協力団体がございますが、メンバーの高齢化や固定化

	などの課題が浮き彫りとなっております。今後、図書館での活動の核となる人材の確保など、図書館活動を活性化してまいりたいと考えております。 中央図書館所管分の説明につきましては、以上でございます。
藤本教育長	それでは、それぞれの課から説明が終わりましたが、何か、協議第1号について、委員のほうからお聞きになりたいことがありましたら、よろしくお願いいたします。 はい、佐藤委員さん。
佐藤委員	ちょっとわからなかったので、3ページの所なのですが、「今後、児童・生徒数の減少に伴い、栄養教諭の配置基準に満たないものが増えていく」という、この配置はどれぐらいの基準なのですか。
西山教育総務課長	児童・生徒500人が確か基準だったと思うのですが、そこを超えてから栄養教諭が配置される、そこを下回ってくると配置されない、というのが県のほうで決められております。 児童・生徒が減っていったら、その食数が減ってしまうと、我々からしてみたらそれなりの規模の食数の学校なのにというところがあっても、栄養教諭は配置しませんということで引き上げられてしまうといったことが起きております。
佐藤委員	普通は「何人以上だと1人配置しないといけない」だけど、逆なのですね。「しなくていい」になってしまうから、なくなってしまう。
西山教育総務課長	つい先日の県教委の採用のニュースを見ていても、栄養教諭については減らしますというのがニュースで出ていますとおりで、児童・生徒が減っていく県としては、その分については基準をある意味しっかり守るというような姿勢なのだろうな、採用しないという姿勢が示されているというところであります。
藤本教育長	これかなり、都市教育長会からも、県のほうに、最重要課題ということで伝えていきます。でないと、大学などでいろいろ免許を取っても、みな採用がないということになりますので。 他になにかございますか。 はい、山本委員さん。
山本委員	情報提供になりますが、例の、宇部で松月堂製パンが倒産したでしょう。あの煽りというか、提供できない学校があっはいけないから、その分を今

	いろんな製パン所で分担していると。それで、いずれ、今から県とまた協議をしていくらしいですが、パンと米飯の割合であるとか、それからパンを冷凍パンまで許して、冷凍パンで供給するとか、そのへんを今から考えて、新たな枠組みを考えていかないと、対応できないというらしいです。 だから山口市もいずれ煽りが来るのかなというふうな気はしておりますけど。その時はまた考えなければいけない問題ですけど。
西山教育総務課長	御指摘のとおりでありまして、松月堂さんが倒産されました。県内で、ではどこで今の形の供給量とか、パンの種類もある程度この種類といったのが応じてもらえるのかというので、担当のほうで話をしてもらいまして、周南とか岩国の会社さんにも声をかけて、それで今提供して回していこうと。その中で、これまでのようなオーダーにはやっぱり応じられない、種類も限定してくださいとか、おっしゃるとおりで、冷凍の状態で前の日に作っておくとか、ゴールデンウィークのように、休みがあってその前に作ったものを冷凍しておいて、それを供給するというのも認めてくれといった話も、現に出始めているものです。どうしても、これだけの食数を一気に焼いて持ってきてくださいという規模に、事業所数が減る分集中してしまうので、そこに対応するためには、もうちょっと長期的に作った分での供給が要するというのが、現実に取り始めているといったところになります。
山本委員	ですから、給食を調理する調理場でパンを作ることはできないかということも考えているという話も聞きましたね。
鮎川委員	光市は共同調理場で焼いておられますよ。炊飯も炊いてパンも焼いておられますね。
石津教育部長	調理場でパンを作るというのはなかなか難しいのかなと思いますが、今の米飯のことがありましたけれども、ご飯の回数を増やして、調理場でご飯を炊くというような設備を整えるということも、ひとつの対応策かなとは思いますが、それもまたお金や人が要するという話になりますので、どうしたらいいかというのは、お米自体の値段のことがありますので。
山本委員	また新たな提案が出てきそうですね、今から。
佐藤委員	全国ニュースでは逆でしたよね。お米を減らしてパンを増やさないと、もたないみたいなことで。
山本委員	もう1点いいですか。給食費の未納の問題ですけども、その昔、私たちがお世話になっていた頃は、未納の原因が、やっぱり家庭の経済的なことが

	一番大きかったのですが、その他にも、義務教育は無償だということをやけに主張して、給食費を払わないという家庭もいたのですが、今はそういう原因というのはなにか、把握していらっしゃいますか。
西山教育総務課長	個別の事情、詳細までわからない部分はあるのですが、やはり電話かけなどをした時には「義務教育なのだから払う必要はないではないか」という、そういう意見は現にあります。国は明確にそれは違うと言っているのですけれど、なんとなくイメージで払わなくたっていいだろうというふうに認識されてしまっているということがあるのかなと思っています。
藤本教育長	ほかに何かございますか 徳佐と生雲とさくらの、中学校の統合がありましたね。あれは、要望書は出ましたか。そういう話を聞いていますか。
西山教育総務課長	移動市長室といって、市長が各市内21地域を巡回して地域のかたと討議をしますという場面があるのですが、それに向けて阿東地域の中で意見が出されました。ただ、阿東地域においては「小学校3校を1校にしてくれ」ではなくて、「2校ある中学校を1つにしてくれ」のほうの意見が出されるように聞いております。正式には今からということになっているのですけれど、小学校3校をそのまま維持して、中学校については2校ではなく1校に統合するということが、地域の、ただ、全部のかたという形ではやっぱりないので、地域の一部のかた、保護者のかたと地域づくり協議会の中でのそういう考えがあります。ではその意見をいただいたら、もう少し広く地域のかたの御意見をいただきながらで、どういったやりかたがいいのでしょうかというお話に入っていく必要があるのかなと思っています。
藤本教育長	体育館のエアコンは、県内、動き始めている市があると前に聞いたのですけど、何か情報入ってないですか。
宮崎教育施設管理課長	今のところ情報は入っていないのですけれど、新年度に入ったので、もう一度県内の主だった市町に確認したいと思っています。
藤本教育長	聞いてみてください。以前、教育長会で聞いた話では、既に動き始めている市が2～3あるようで、令和8年から9年に調査をかけて、作ろうとしているようであった。確認してみてください。 それと、プールは今年度についてはそのまま授業を行うようになりますか。議会でも質問がありました。

	宮崎教育施設 管理課長	そうですね。今年度はそのままやります。 大規模な改修が必要になる前に、状態の悪い学校から、試験的に進めてみてはどうかという議員からの提案がございましたので、それを踏まえて、策定していきたいと考えております。
	藤本教育長	今年度もしそれが可能ならば、共有化とか、もしできる範囲であれば、全部やるということではなくて、可能かどうか確認してみてもらえますか。
	宮崎教育施設 管理課長	確認します。
	角川委員	先ほどの体育館のエアコンの設置なのですが、令和7年度の達成目標35%とあるのですが、これは、35%の目標は達成されるように、もう予算は組んであるということですか。
	宮崎教育施設 管理課長	体育館のエアコンの35%につきましては、予算は今のところまだ何も組んでおりません。今後検討をしていくということで、ひとつは令和17年度の95%の目標というのがありますので、それに向けて、今後市長部局とも検討していきたいと考えております。 これは国の目標でございます。
	藤本教育長	他になにかございますか。 はい、須藤委員。
	須藤委員	不登校の件の、実績値というのは、不登校の、足した子どもの人数が分子になるのですか。それとも、なったものの、ある段階で調査をする日に、すでに例えば不登校自体が解消していれば、それは数値に入らないということでしょうか。
	上田学校教育 課長	そうですね。小学校6年生の子が中学校1年生になった時に、引き算しているのです。下に数式があると思うのですが、転校した人とか、附属に行った子とか、野田に行った子。これは引いています。実際に、附属とか、野田とか、県外に転出、市外に転出した子の数を引いて、その時の中学校1年生の数と、小学校6年生の数を割ると、不登校率というのが出てくるので、その引き算です。
	須藤委員	ありがとうございます。そういう意味では、不登校、今回人数が減ったとおっしゃられていた、50名、あるいはもっとという人数のところは、この数値には、もしかすると、その子たちが小6・中1の時の数値としては反映されるということでしょうか。
	上田学校教育 課長	これは、令和5年度なのです。毎年10月に問題行動調査というのが全国で出てくるのですが、要は1年遅れで全部出てくるような形で、今、令和6

	年度はまたこの実績値が減っていることと予測されるということと、あわせて、これ、30日と先ほど説明したように、数なのですが、これは50とか、180日休んでいた子が、欠席者数、欠席の数が35とか、ぐんと減っている子が100人近くいます。 居場所づくりをしたことによって、学校に全く来られなかった子が来られるようになったというのは、ここの数字には表れないですけど、実績では、中学校については感触を得て、小学校に今年度展開していこうということで、今始めています。
須藤委員	効果があったというところもこれには出にくいんですけど、実はあったと。
上田学校教育課長	そうですね、令和6年度はこれは減ってくれると、読んでいて、期待しています。
須藤委員	あと、予防についても、数字的には特に見えているわけではないけれども、実感としてはとらえていると。
上田学校教育課長	そうですね、数字として出てきた、これ令和6年度の数字なのですが、去年のですね、毎月、連続3日、のべ5日の子供は不登校予備軍として、山口市教委として全部数字をとらえています。それは、110人減っています。連続3日と、5日以上休んでいる子、この動向についても、数字が減ってきていると。中学校についてはですね。 ただ一方で、小学校はこれまで以上に、しかも低年齢化が懸念されています。 その原因としては、やはり、いわゆるスマホとか、家でやることができちゃまっているので、出るよりですね、そのように感じています。
須藤委員	学校そのものに因子がある場合と、学校以外のところに誘因が強い場合と、両方の場合がありますので、たぶんそれらも含めて複合的で難しいのだろうと、改めて思いました。 もう1点だけ、よいですか。
藤本教育長	はい、どうぞ。
須藤委員	家庭教育支援チームの10ページの所の、(1)の所の、子育てに関する最後の所ですが、「子育てに関する悩みを抱える保護者の数は限定的に留まっている」というふうに御指摘いただいているのですが、これは何か理由があるのですか。こういうことがあるので限定的だととらえているみたいな。

	原田社会教育課長 実際に学校に来ている子というのは、こちらからやっぱり学校との連携で、保護者ともつながりやすいのですが、来られていないというか、学校と保護者が交流とかそういうのがないところというのが、やっぱりちょっと限定的になっているのではないかと。 だから、実際に声が届いていない保護者が多いのではないかなというところで、これまで以上に、より小中学校と連携するのと、医療機関とか、そういう所にもカードを置くようにして、ぜひ困っているなら電話してくださいというようなカードなので、そういうカードを置いて、もっともっと広げていく。
	須藤委員 つまり、子どもたちと、不登校という言い方がいいのかわかりませんが、あまり学校に来ていない子どもの保護者のかたの、今、人数を踏まえると、そのかたと、つながっている保護者の数を比べると、かなりその差があるという印象。
	原田社会教育課長 ではないかなという感じとは思っていますし、学校に来ていなかったら、本当に全く交流ができていないというのも、いらっしゃるのではないかなとは思っています。
	藤本教育長 他、よろしいですかね。 部活動に入らない生徒の居場所づくりというのがありましたが、これ、今まで、アンケートとか取ったわけではないですね。
	原田社会教育課長 はい、アンケートは、ガイドラインが出てからでないと、ちょっと難しいかなと思っているのですが、ガイドラインが8月ぐらいになると聞いていますので、どういうふうなアンケートをするかというのも、ちょっと今から考えますけれど。
	藤本教育長 次長さん、これ部活動地域移行推進室でアンケートはまだやっていないですね。
	嶋壽教育部次長 そうですね、今、部活動地域移行推進室で行っているアンケートについては、地域クラブに移行した場合に、現在部活に入っている子たちがそのまま地域クラブに入りたいのかとか、今後、指導者の報酬等もお支払いする関係で、会費が発生するのだけれども、その会費が発生することを前提として、地域クラブに入るか入らないかというようなアンケートは行っているのですが、実際に入らないという選択をされる傾向が今時点で、やっぱり会費が発生するということで、地域移行のほうには行きたくないのだと、入った

	くないのだという回答が、結構な数が出ているようには聞いております。 そういったことで、現在、学校の部活動に入っている子たちが、一定数、地域クラブのほうには移行しない、入りたいくないという子が出てくるのだろうなということで、現在、学校の部活動に入っていない子も含めてになるのですけれども、そういった子たちの居場所といいますか、文化とかスポーツ、そういったところに触れる機会、そういったものをしっかり確保していく必要があるのだろうということで、この点については、今、社会教育課長も、今後、地域生活部のほうと一緒に、地域交流センターでの生涯学習活動であるとか、そういった所に受け入れてもらえるような体制を整えていこうということ、これからそれについて研究していこうと、検討していこうというような状況というふうには伺っておりますので。 ただ、そういった全体のガイドラインを今度お知らせした中で、これならば入ってみようかという子も、もしかしたらまた増える可能性もありますので、そういった全容が固まった段階で、いやそれでも入らないよという子が出てくる中で、ではどういった活動であれば体験したいのかというようなところも含めて、検討されようということなのだろうと思っております。
藤本教育長	先日、県内の教育長さん方と話をした時に、ある市の教育長さんから希望者が半分くらいしかいないと言われたので。うちはまだわからないけど、半分为部活に入らないといった場合に、その子たちの居場所、相当な人数の話になるわけですが、それを社教などで、どうにかできるのでしょうか。 全部強制的にというわけではないのだけど。今までは部活動ということに入らなければならないみたいな感じであったと。もちろん好きな子もいるのだけど、渋々入っている子も実態としてはいたわけね。部活がなくなった時に、そういう子は増えてくる可能性もあるかなと。
嶋壽次長	実際そういった枠組みを作っても、利用がされていないという例もありますので、他市の先進事例も踏まえながら、山口市としてどうしていくのだというところは、今後検討を要するのかなと思います。
藤本教育長	こちらが思っているものと、子どもたちのニーズと、かなり乖離しているのかなと。子どもたちが、例えばダンスがやりたいと言っても、そんな所どこにもないじゃないかということもあると思うので。
佐藤委員	保護者の人、どれぐらい現実味があるのかなと、よく話を聞いていても。「まあでも、なんとか変わらないのではないかな」みたいな感じで皆話されていて、私も全然想像がつかないし、きっとどうにかなる、今と変わらないことを、なんだかんだ言って変わらないと思っている人が、あまり皆現実味を感じていないかなと、話していると思ったりします。

	角川委員 保護者としても、学校とつながっていたいというか、わざわざ違う所に行って何かを習うというよりは、子どもが学校とか友達とか、学校で部活動があることに入っている意味があったから、たぶん何かを違う場所で何かが始まっても、そこに魅力を子どもたちも感じないのかなという気持ちがあります。
	佐藤委員 学校が何かしてくれるのではないかと、実際その時になっても、なんだかんだ言って学校がしてくれるのではないかとと思っている人が、実は多いのではないかなと思います。
	藤本教育長 教員がやってくれるというイメージが強いのでしょうか。今までが部活動が学校の仕事だというふうにとらえられていた。何十年もずっとそうやってきたからですね。
	藤本教育長 では、その他にはよろしいでしょうか。 では、本日の協議案件については終了いたしました。 次回の定例会ですが、今度は新本庁舎になりますので、新本庁舎2階の会議室201で、5月28日の水曜日、午後2時からの予定でございまして、よろしくお願いします。 以上をもちまして、令和7年第 6 回教育委員会定例会を閉会いたします。
署 名	上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 教育長 _____ 署名者 _____ 署名者 _____ 会議録調製 _____